

《ご参考》税制上の優遇措置について

■ 運用収益に税金がかかりません

特定寄附信託の信託財産は、預貯金、合同運用指定金銭信託等に運用されますが、運用収益に税金はかかりません(非課税)。

ただし、この運用収益の全額がお客さまご指定の公益法人等へ寄附されます。

■ 寄附金控除等が受けられます

お客さまから信託された金銭は、ご指定の公益法人等に寄附されます。

指定された寄附先には当社が信託財産から毎年寄附を行いますが、確定申告により、寄附金控除(寄附先が一定の要件を満たす場合には寄附金特別控除)を受けることができます。

信託銀行等は、元本の部分と運用収益の部分とをあわせて寄附することになっていますが、寄附金控除等の対象となる金額は、元本の部分に限られます。

公益法人等から交付を受ける「寄附受領証」には、寄附金控除等の対象となる金額が記載されています。

なお、寄附金控除および寄附金特別控除の限度額はつぎのとおりです。

▶ 寄附金控除(所得控除)

次のいずれか低い金額 - 2千円 = 寄附金控除額

- ・その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ・その年の総所得金額等の40%相当額

▶ 寄附金特別控除(税額控除)

*寄附先が一定の要件を満たす公益法人等の場合のみ適用できます。

*確定申告の際、「寄附受領証」に加え、寄附先団体の「寄附金控除にかかる証明書」が必要となります。

(寄附金額 - 2千円) × 40% = 寄附金特別控除額

ただし、次の金額が限度となります。

- ・対象となる寄附金額の上限:総所得金額の40%
- ・控除税額の上限:所得税額の25%

《その他ご案内》

上記の寄附金控除等に加え、都道府県・市区町村が各々の条例で指定した団体への寄附に該当する場合、個人住民税の軽減措置(寄附金控除)の対象となります(全国一律ではありませんのでご注意ください。くわしくは、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください)。その場合、都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金のうち、2千円を越える部分について税額控除されます。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%となります(都道府県と市区町村指定のどちらからも指定された寄附金の場合は10%です)。

本資料は2014年4月1日現在の税制をもとに記載しております。個別具体的な確定申告等税務相談につきましては、税務署または税理士等の専門家にご確認ください。